飯豊町の人事行政の運営等の状況を公表します

飯豊町の人事行政の運営等の状況（職員の給与等）については、飯豊町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例により、毎年その内容を公表します。これは、皆様に町職員の任免や勤務時間その他の勤務条件などの情報を正しく知っていただくために公表するものです。今回は、平成26年度の状況の公表になりますが、一部他の年度の状況についても掲載しています。

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

①一般行政職の級別職員数の状況（各年度4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
代表的な職務	主事・主事補 技師・技師補	主事 技師	主任	主査	室長	課長	
26年度	20 人 （ 16.5 ％）	20 人 （ 16.5 ％）	15 人 （ 12.4 ％）	28 人 （ 23.1 ％）	27 人 （ 22.3 ％）	11 人 （ 9.1 ％）	121 人 （ 100 ％）
27年度	19 人 （ 16.1 ％）	23 人 （ 19.5 ％）	12 人 （ 10.2 ％）	28 人 （ 23.7 ％）	25 人 （ 21.2 ％）	11 人 （ 9.3 ％）	118 人 （ 100 ％）

※ 級区分は飯豊町給与条例によるものです。

※ 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

※ この職員数には、特別職と医療職（医師、理学療法士、作業療法士、看護師）、技能労務職（自動車運転手、学校技術員、調理師）を除く全職員が含まれています（26年度：医師0名、理学療法士1名、作業療法士1名、看護師4名、自動車運転手1名、学校技術員1名、調理師3名）（27年度：医師0名、理学療法士1名、作業療法士1名、看護師4名、自動車運転手1名、学校技術員1名、調理師2名）。

※ この職員には、置賜広域病院組合派遣職員（26年度及び27年度：2名）及び西置賜行政事務組合派遣職員（平成26年度及び平成27年度：おいたま荘1名）は含まれていません。また、山形県後期高齢者医療広域連合派遣職員（26年度及び27年度：1名）及びＮＰＯ法人「日本で最も美しい村」連合派遣職員（27年度：1名）は含まれています。

②部門別職員数（各年度4月1日現在）

区分		26年度	27年度	比較
一般行政部門	議会	2 人	2 人	0 人
	総務企画	25 人	25 人	0 人
	税務	7 人	7 人	0 人
	民生	25 人	25 人	0 人
	衛生	4 人	3 人	△ 1 人
	農林	12 人	11 人	△ 1 人
	商工	5 人	5 人	0 人
	土木	7 人	7 人	0 人
特別行政部門	教育	20 人	20 人	0 人
公営企業等会計	病院	1 人	1 人	0 人
	水道	3 人	3 人	0 人
	下水道	3 人	3 人	0 人
	国民健康保険	6 人	6 人	0 人
	介護保険	4 人	3 人	△ 1 人
	後期高齢	1 人	1 人	0 人
	老人保健施設	8 人	8 人	0 人
合計		133 人	130 人	△ 3 人

※ 職員数には、教育長が含まれています。

※ この職員には、置賜広域病院組合派遣職員（26年度及び27年度：2名）及び西置賜行政事務組合派遣職員（平成26年度及び平成27年度：おいたま荘1名）は含まれていません。また、山形県後期高齢者医療広域連合派遣職員（26年度及び27年度：1名）及びＮＰＯ法人「日本で最も美しい村」連合派遣職員（27年度：1名）は含まれています。

③職員採用試験の状況（平成26年度実施職員採用試験）

区分	受験者数			採用者数
	男	女	計	計
一般行政職	15 人	7 人	22 人	2 人
保育士	0 人	9 人	9 人	3 人

④退職者数（平成26年度中の退職者）

区分	定年退職	勧奨退職	普通退職	計
一般行政職	5 人	1 人	0 人	6 人
技能労務職	1 人	0 人	0 人	1 人
計	6 人	1 人	0 人	7 人

⑤再任用職員（平成26年度）

区分	男	女	計
一般行政職	0 人	0 人	0 人
技能労務職	0 人	0 人	0 人
計	0 人	0 人	0 人

(2) 職員の給与の状況

①人件費の状況（平成26年度普通会計決算）

住民基本台帳人口（ H27.3.31 ）	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	25年度 人件費率
7,623 人	7,085,066 千円	952,867 千円	13.4 %	16.2 %

※ 人件費には、町長等常勤の特別職の給料及び議会議員、教育委員会委員等の非常勤の特別職に支給される報酬を含みます。

②職員給与費の状況（一般会計当初予算・各年度1月1日現在）

区分	職員数 (A)	給与費				一人当り給与費 (B／A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合計（B）	
26年度	110 人	430,035 千円	58,157 千円	155,370 千円	643,562 千円	5,851 千円
27年度	109 人	433,266 千円	62,572 千円	162,723 千円	658,561 千円	6,042 千円

※ この職員給与費の状況については、一般会計の最初の予算作成の際に作られるもので、平成27年度については平成27年1月1日現在の職員を対象とし、その職員が平成27年度に同じ組織の中で勤務することを前提に作られています。

※ この表の中には、各特別会計の職員（26年度：水道事業3名、農業集落排水事業3名、国民健康保険診療所1名、国民健康保険3名、後期高齢1名、訪問看護1名、介護保険3名、介護老人保健施設6名）（27年度：水道事業3名、農業集落排水事業3名、国民健康保険診療所1名、国民健康保険3名、後期高齢1名、訪問看護1名、介護保険3名、介護老人保健施設6名）、置賜広域病院組合派遣職員（26年度及び27年度：2名）、西置賜行政事務組合派遣職員（26年度及び27年度：おいたま荘1名）は含まれていません。

※ 職員手当には、山形県市町村職員退職手当組合負担金を含みません。

③職員の平均給料月額及び平均年齢（各年度4月1日）

区分	平成27年度		平成26年度	
	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	324,100 円	42.7 歳	323,000 円	43.2 歳
技能労務職	338,300 円	52.5 歳	341,800 円	53.0 歳

※ この表の数値は、総務省及び山形県に提出した地方公務員給与実態調査の調査票に記載した数値であり、平均給料月額及び平均年齢は一般行政職員平均です。なお、この表の一般行政職は、医師、看護師、保健師、保育園及び幼稚園に勤務する職員、水道会計の職員、技能労務職員、税務業務に勤務する職員等を除く職員が対象となっています。なお、対象職員は、平成26年度が81人で、平成27年度も81人です。

④職員の初任給の状況（平成27年4月1日）

区分	初任給	
一般行政職	大学卒	178,400 円
	高校卒	145,500 円
技能労務職	高校卒	144,000 円

⑤特別職の給与・報酬月額（平成27年4月1日）

区分		現行	条例	期末手当
給料	町長	810,000 円	810,000 円	6月 1.475 月分
	副町長	610,000 円	610,000 円	12月 1.625 月分
	教育長	540,000 円	540,000 円	合計 3.100 月分
報酬	議長	310,000 円	310,000 円	6月 1.475 月分
	副議長	250,000 円	250,000 円	12月 1.625 月分
	議員	230,000 円	230,000 円	合計 3.100 月分

※ 特別職の期末手当は、給料月額に35%加算したものに支給割合を乗じます。

⑥職員手当の状況（平成27年度）

<table>
<tr><th>区分</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>期末手当
勤勉手当</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>期末手当</th><th>勤勉手当</th><th>計</th></tr>
<tr><td>6月</td><td>1.225　月分</td><td>0.75　月分</td><td>1.975　月分</td></tr>
<tr><td>12月</td><td>1.375　月分</td><td>0.75　月分</td><td>2.125　月分</td></tr>
<tr><td>計</td><td>2.60　月分</td><td>1.50　月分</td><td>4.1　月分</td></tr>
</table>
期末手当・勤勉手当を計算する際「（1）職員の任免及び職員数に関する状況①【一般行政職級別職員数の状況】」に記載した3級から6級の職員については、計算の基礎となる給料月額等に次の割合が加算されます。
加算割合：6級15%、5～4級10%、.3級5%
</td></tr>
<tr><td>住居手当</td><td>借家（家賃月額12,000円以上）　限度額　27,000　円</td></tr>
<tr><td>寒冷地手当</td><td>11～3月に支給　月額　7,360～17,800 円
世帯主で扶養親族のある職員　月額　17,800 円
その他の世帯主である職員　月額　10,200 円
その他職員　月額　7,360 円</td></tr>
<tr><td>扶養手当</td><td>配偶者　月額　13,000 円
配偶者以外の扶養親族1人につき　月額　6,500 円
配偶者のない職員の扶養親族1人まで　月額　11,000 円
満16歳の年度初めから満22歳の年度末まで　月額　5,000 円加算</td></tr>
<tr><td>通勤手当</td><td>交通機関等利用　限度額　55,000 円
自動車等使用　限度額　37,200 円</td></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td>管理または監督の地位にある職員に対して支給される手当
・37,400円～50,000円の範囲内で支給</td></tr>
<tr><td>時間外勤務手当</td><td>平日の午後5時15分から午後10時まで　125%　平日の午後10時から翌朝5時まで　150%
休日の午前5時から午後10時まで　135%　休日の午後10時から翌朝5時まで　160%</td></tr>
<tr><td>退職手当</td><td>
<table>
<tr><th></th><th>勤続20年</th><th>勤続25年</th><th>勤続30年</th><th>最高限度額</th></tr>
<tr><td>自己都合</td><td>20.445　月分</td><td>29.145　月分</td><td>36.105　月分</td><td>49.59　月分</td></tr>
<tr><td>定年・勧奨</td><td>25.55625　月分</td><td>34.5825　月分</td><td>42.4125　月分</td><td>49.59　月分</td></tr>
</table>
定年前早期退職者に対する加算措置があります。
</td></tr>
<tr><td>地域手当</td><td>東京都特別区　給料の100分の18</td></tr>
<tr><td>単身赴任手当</td><td>職員の住居から配偶者の住居までの経路の長さによる　限度額48,000円</td></tr>
</table>

⑦ラスパイレス指数（行政職給料表適用職員を対象）

21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
97.3 %	97.4 %	96.8 %	106.1　%　（参考98.0）	105.5　%　（参考97.5）	97.2 %

※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。
※「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

(3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

①勤務時間の状況

1週間の勤務時間	勤務時間の割り振り			
	始業	終業	休憩時間	週休日
38時間45分	8:30	17:15	12:00～13:00	土曜日及び日曜日

※ 幼稚園や保育園など本庁舎以外の勤務場所では、これと異なる勤務形態の場合があります。

②年次有給休暇の取得状況（平成26年）

総付与日数	総取得日数 (a)	対象職員数 (b)	平均取得日数 (a)/(b)
4,945 日	893 日	130 人	6.9 日

※ 総付与日数には、前年から繰越した日数を含みます。

③休暇の種類

区分	内容
年次有給休暇	1年につき20日（未取得日数分は20日を上限に翌年に繰越可能）
病気休暇（有給）	職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、その勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
特別休暇（有給）	選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故その他の特別の事由により職員が勤務しないことが相当である場合 【代表的な例（日数）】 ・公民権の行使（必要と認められる期間） ・骨髄移植ドナーの登録・提供（必要と認められる期間） ・結婚（結婚の日の5日前の日から結婚の日後1月を経過するまでの期間内において7日以内） ・女性職員の出産（産前8週間以内（多胎妊娠の場合は14週間以内）産後8週間） ・忌引（続柄に応じて、連続する1日～10日間） ・夏季休暇（7月から9月までの期間において、原則として連続する3日間）
介護休暇（無給）	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者で、負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合
組合休暇（無給）	職員が任命権者の許可を受け登録された職員団体の業務又は活動に従事する場合

(4) 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分 ： 公務能率の維持を目的として、本人の意に反してその身分に不利益な変動をもたらす処分のことです。
分限処分には、免職、休職、降任、降給の4種類があります。

懲戒処分 ： 公務員としてふさわしくない非行があった場合に公務員関係の秩序を維持するために、職員の道義的責任を追求して行う処分です。懲戒処分には、免職、停職、減給、戒告の4種類があります。

（26年度）

区分	分限処分				懲戒処分			
	免職	休職	降任	降給	免職	停職	減給	戒告
処分者数	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(5) 職員の服務の状況

職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、全力で職務遂行しなければなりません。職務の遂行にあたって職員が守るべき義務は、次のとおりです。

区分	内容
職務命令等に従う義務	職員は、法令等の定める規定に従い、かつ上司の職務上の命令に忠実に従わなければなりません。
信用失墜行為の禁止	職員は、職の信用を傷つけたり、職の全体の不名誉となる行為をしてはなりません。
守秘義務	職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこととなっており、職を退いた後も同様です。
職務専念義務	職員は、勤務時間中全力で職務遂行しなければなりません。ただし、研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合などに限り、職務専念義務が免除されます。
政治的行為の制限	職員は、政党その他の政治的団体の結成に関与する等の政治的行為について、禁止又は制限があります。
争議行為等の禁止	職員は、争議行為等が禁止されています。
営利企業等の従事制限	職員は、営利企業等に従事することは制限されており、従事する場合には任命権者の許可を受けなければなりません。

(6) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

①研修の実施状況（26年度実績）

区分	実施機関	内容	受講者数（延人数）
町独自研修	飯豊町	新規採用職員研修（事前研修を含む）	8 人
		メンタルヘルス研修	58 人
		ハラスメント研修	36 人
		人事評価に係る研修	90 人
		法制執務研修	12 人
派遣研修	山形県市町村職員研修協議会	階層別研修（課長級職員研修、係長級職員研修、上級職員研修等）	15 人
		専門研修（税務担当職員研修、財務担当職員研修、法制執務担当職員研修等）	22 人
	置賜市町職員研修協議会	新規採用職員研修	5 人
		一般研修（法制執務研修）	3 人
		人事担当研修	2 人
	市町村職員中央研修所	法令実務研修	1 人
		広報広聴研修	1 人

②勤務評定の状況

毎年1月1日現在において、所属長が原則として各職員の前1年間の勤務成績を判定し、その結果昇給の可否及び昇給させる場合の昇給の号給数を決定しています。

(7) 職員の福祉及び利益の保護の状況

①健康診断等の実施状況

区分	内容	対象者
職員健康診断	基本健診（共済総合健診項目）	全職員
	大腸がん検診	全職員
	肝炎ウイルス検診	35歳以上の希望者
	肺がん検診	40歳以上の希望者
	胃検診	希望者
	乳がん検診	希望者
	子宮がん検診	希望者
職員健康診断事後指導	健診結果に基づき、保健師による指導を実施	全職員

※ 健康診断は、山形県市町村職員共済組合並びに公益財団法人やまがた健康推進機構に委託して実施しています。

※ 対象者には、嘱託･臨時職員を含みます。

②公務災害補償の状況

公務上、通勤途上の災害により、負傷等又は死亡した場合には、地方公務員災害補償基金から一定の補償が行われます。平成26年度の補償件数は、次のとおりです。

区分	傷病	死亡
公務災害	0 件	0 件
通勤災害	0 件	0 件

③共済組合及び互助会

職員及びその家族の生活の安定と福祉の向上を図るため、山形県市町村職員共済組合や山形県市町村職員互助会の制度を利用しています。

区分	内容
短期給付	職員とその家族の病気、怪我、死亡及び災害等に対しての給付を行います。
長期給付	職員の退職･障がい又は死亡に対して年金又は一時金の給付を行います。
福祉事業	職員とその家族の病気予防、貯金の積立て、住宅資金の貸付を行います。

④飯豊町役場職員互助会（26年度）

職員の健康増進と人間形成及び融和を図ることを目的に職員全員をもって組織し事業を行っています。

互助会名称	飯豊町役場職員体育文化会
会員数	134人
補助金決算額	150千円
事業内容	各種クラブの設置 レクリエーション大会

⑻ 山形県人事委員会からの公平委員会の委託業務に係る業務の状況の報告

①勤務条件に関する措置の要求の状況

この制度は、地方公務員法第46条の規定に基づき、職員から、給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求があった場合に、これを審査し、判定を行い、その結果、要求が適当なものと判定した場合には、権限を有する機関に必要な勧告を行うものです。

平成25年度末 係属件数	平成26年度末 要求件数	平成26年度中処理件数		平成26年度末 係属件数
		却下	判定	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件

②不利益処分に関する不服申し立ての状況

この制度は、地方公務員法第49条の2の規定に基づき、職員から、懲戒その他その意に反する不利益な処分について不服申立てがあった場合に、これを審査し、不服申立てに理由があると認めた場合は、処分の取消し、修正の裁決を行い、また、必要がある場合には、処分者に対し、職員がその処分によって受けた不当な取扱を是正するための指示を行うものです。

平成25年度末 係属件数	平成26年度末 要求件数	平成26年度中処理件数		平成26年度末 係属件数
		却下	判定	
0 件	0 件	0 件	0 件	0 件